

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年9月9日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成22年8月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人小諸健康教室 You・愛サロン

3 代表者の氏名

佐々木 治夫

4 主たる事務所の所在地

小諸市相生町一丁目3番3号

5 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす人々に対して、生涯を通じて健康な生活を送れるよう、また誇りを持って地域で生きていくことができるよう支援する事業を行い活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年9月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

武石ショッピングセンター

上田市武石沖204-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社武石ショッピングセンター

上田市武石沖204-1

3 變更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
イオンリテール株式会社	村井正平	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
株式会社武石ショッピングセンター	小坂英雄	上田市武石沖鳥羽204-1
小宮山昭臣	-	上田市武石下武石1284-1
山田武重	-	上田市武石下武石659
小坂英雄	-	上田市武石下本入442-1
小坂博美	-	上田市武石下本入442-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社武石ショッピングセンター	小坂英雄	上田市武石沖鳥羽204-1
小宮山昭臣	-	上田市武石下武石1284-1
山田武重	-	上田市武石下武石659
小坂英雄	-	上田市武石下本入442-1
小坂博美	-	上田市武石下本入442-1

4 變更した年月日

平成22年8月20日

5 届出年月日

平成22年8月21日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年9月9日から平成23年1月11日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12座振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年9月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
JA信州うえだ国分産業団地
上田市国分80 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
信州うえだ農業協同組合
上田市大手2-7-10
全国農業協同組合連合会
東京都千代田区大手町1-3-1
株式会社モリキ
飯山市南町13-3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
信州うえだ農業協同組合	芳坂 栄一	上田市大手2-7-10
株式会社長野エーコープサプライ	飯田 誠治	長野市市場2-1
株式会社モリキ	森 高 明	飯山市南町13-3

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
信州うえだ農業協同組合	芳坂 栄一	上田市大手2-7-10
株式会社長野エーコープサプライ	松橋 武久	長野市市場2-1
株式会社モリキ	森 高 明	飯山市南町13-3

- 4 変更した年月日
平成22年6月17日
- 5 届出年月日
平成22年8月27日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成22年9月9日から平成23年1月11日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年9月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
A・コープあんず店
千曲市大字雨宮317 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
ちくま農業協同組合
千曲市大字鎌物師屋200
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
ちくま農業協同組合	瀬 在 嘉	千曲市大字鎌物師屋200

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
ちくま農業協同組合	高見澤 武次	千曲市大字鎌物師屋200

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
ちくま農業協同組合	瀬 在 嘉	千曲市大字鎌物師屋200
株式会社米音	山本 茂	千曲市大字稻荷山1782-84
株式会社伊勢屋薬局	飯島 健雄	千曲市大字稻荷山836
有限会社青木履物店	青木 丈洋	長野市松代町1128
岩佐典美	-	千曲市大字栗佐諏訪宮1196

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
ちくま農業協同組合	高見澤 武次	千曲市大字鎌物師屋200
株式会社米音	山本 茂	千曲市大字稻荷山1782-84
株式会社伊勢屋薬局	飯島 健雄	千曲市大字稻荷山836
有限会社青木履物店	青木 丈洋	長野市松代町1128
岩佐典美	-	千曲市大字栗佐諏訪宮1196

- 4 変更した年月日
平成22年5月28日
- 5 届出年月日
平成22年8月26日
- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年9月9日から平成23年1月11日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年9月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アグリシのいA区画

長野市篠ノ井布施五明628 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

グリーン長野農業協同組合

長野市篠ノ井布施高田961-2

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
グリーン長野農業協同組合	馬 場 將	長野市篠ノ井布施高田961-2

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
グリーン長野農業協同組合	竹 内 守 雄	長野市篠ノ井布施高田961-2

4 変更した年月日

平成22年5月28日

5 届出年月日

平成22年8月26日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年9月9日から平成23年1月11日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日

付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年9月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アグリシのいA区画

長野市篠ノ井布施五明587 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

グリーン長野農業協同組合

長野市篠ノ井布施高田961-2

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
グリーン長野農業協同組合	馬 場 將	長野市篠ノ井布施高田961-2

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
グリーン長野農業協同組合	竹 内 守 雄	長野市篠ノ井布施高田961-2

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
グリーン長野農業協同組合	馬 場 将	長野市篠ノ井布施高田961-2
有限会社クリーニングまちだ	町 田 成 人	長野市松代町松代173
野村佳章	—	長野市戸隠豊岡10044-14

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
グリーン長野農業協同組合	竹 内 守 雄	長野市篠ノ井布施高田961-2
有限会社クリーニングまちだ	町 田 成 人	長野市松代町松代173
野村佳章	—	長野市戸隠豊岡10044-14

- 4 変更した年月日
平成22年5月28日
- 5 届出年月日
平成22年8月26日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成22年9月9日から平成23年1月11日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
グリーン長野農業協同組合	馬 場 將	長野市篠ノ井布施高田961-2
株式会社モリキ	森 高 明	飯山市南町13-3

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
グリーン長野農業協同組合	竹 内 守 雄	長野市篠ノ井布施高田961-2
株式会社モリキ	森 高 明	飯山市南町13-3

- 4 変更した年月日

平成22年5月28日

- 5 届出年月日

平成22年8月26日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成22年9月9日から平成23年1月11日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年9月9日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アグリまつしろ
長野市松代町西寺尾字町裏1450 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
グリーン長野農業協同組合
長野市篠ノ井布施高田961-2
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
グリーン長野農業協同組合	馬 場 将	長野市篠ノ井布施高田961-2

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
グリーン長野農業協同組合	竹 内 守 雄	長野市篠ノ井布施高田961-2

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

公告

県営藤原田地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成22年9月9日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 縦覧に供する書類
県営藤原田地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成22年9月10日から10月12日まで
- 3 縦覧の場所
上田市役所、東御市役所及び北佐久郡立科町役場

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成22年9月9日

長野県諏訪地方事務所長 池田秀政

- 1 (1) 許可番号 平成22年8月5日
長野県諏訪地方事務所指令22諏地建第114-1号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
茅野市豊平字東嶽ノ内古田山7702-253の内
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
茅野市豊平7702-262
鹿島リゾート株式会社 代表取締役社長 福島和彦
- 2 (1) 許可番号 平成22年8月20日
長野県諏訪地方事務所指令22諏地建第114-4号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
茅野市豊平字向原2484、2486-1、2487-1、2487-3、2488-2、字家裏6457-1、6457-2、6457-3
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
茅野市塚原2-6-1
茅野市長 柳平千代一

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成22年9月9日

長野県上伊那地方事務所長 市川武二

- 1 (1) 許可番号 平成22年3月24日
長野県上伊那地方事務所指令21上伊地建第11-7号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上伊那郡宮田村185-1、185-2、186-1、186-3、186-4、187
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
駒ヶ根市北町22-1
株式会社ヤマウラ 代表取締役 山浦速夫
- 2 (1) 許可番号 平成22年8月10日
長野県上伊那地方事務所指令22上伊地建第13-7号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上伊那郡辰野町大字伊那富2538、2539、2542、2543
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上伊那郡辰野町中央221-1
有限会社辰野不動産商事 代表取締役 野澤千尋
- 3 (1) 許可番号 平成22年5月26日
長野県上伊那地方事務所指令22上伊地建第13-1号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
伊那市西箕輪3900-138の内、3900-768の内、3900-889
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
伊那市下新田3050
伊那市長 白鳥孝

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成22年9月9日

長野県下伊那地方事務所長 宮下富雄

- 1 許可番号 平成22年7月27日
長野県下伊那地方事務所指令22下伊地建第19-1号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
飯田市座光寺6628-236、6628-237、6628-239、6628-320、6628-321、6663-5、6663-7、6663-12、6664-4、6671-6
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
飯田市座光寺4090-1
小木曾建設株式会社 代表取締役 小木曾啓人

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成22年9月9日

長野県松本地方事務所長 原隆文

- 1 許可番号 平成22年8月16日
長野県松本地方事務所指令20松地建第31-1号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市穂高有明3074-4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安曇野市穂高有明3074-4
社会福祉法人すばる安曇野共生会 代表者 西定春

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成22年9月9日

長野県北安曇地方事務所長 小須田幸一

- 1 許可番号 平成22年5月13日
長野県北安曇地方事務所指令22北安地商第51-1号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北安曇郡松川村5651-11、5651-91、5651-98、5651-152、5651-153、5651-313、5651-500、5651-501、5651-502の内、5651-503の内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北安曇郡松川村76-5
松川村長 平林明人

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成22年9月9日

長野県長野地方事務所長 小林守夫

1 許可番号 平成22年5月10日

長野県指令22建指第13-2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字押羽字砂川186-1、187、187先、188、188先、189、190、191、192、193、194、195、196、197、198、199、200

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

飯山市大字一山2285

有限会社シュウワ 代表取締役 勝山正美

建築指導課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年9月9日

長野県佐久建設事務所長 戸田明宏

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成22年度県単道路情報板設備点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から30日間

(4) 履行場所

国道141号佐久穂町宿岩ほか

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級格付区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去5年間に同種の設備点検業務の履行実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市臼田2015

長野県佐久建設事務所総務課

電話 0267 (82) 3101

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年9月30日（木）午後1時30分

イ 場所 長野県佐久建設事務所 第1会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年9月21日（火）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年9月9日

長野県佐久建設事務所長 戸田明宏

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成22年度県単羽黒山トンネル防災設備等保安点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から30日間

(4) 履行場所

主要地方道川上佐久線佐久穂町羽黒山トンネルほか

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去5年間に同種の設備点検業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市臼田2015

長野県佐久建設事務所総務課

電話 0267（82）3101

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年9月30日（木）午後2時

イ 場所 長野県佐久建設事務所 第1会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年9月21日（火）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年9月9日

長野県飯田建設事務所長 三井宏人

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダムの取水・放流及び繫船設備保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

別表のとおり

(4) 履行場所

別表のとおり

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分が履行場所ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 過去5年以内に同種のダム等の取水・放流設備の設置又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。

- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
 長野県飯田市追手町2丁目678
 長野県飯田建設事務所 総務課
 電話 0265(53)0449
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
 ア 日時 別表のとおり
 イ 場所 長野県飯田合同庁舎 5階502会議室
 - (3) 郵便入札の可否
 郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年9月15日(水)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
 必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。
- 5 その他
 詳細は、入札説明書にあります。
 (別表)

履行場所	履行期間	等級区分	入札及び開札の日時
飯田市 松川ダム	着手日から100日間	A又はB	平成22年9月21日(火) 午後1時30分
下伊那郡松川町 片桐ダム	着手日から90日間	A、B又はC	平成22年9月21日(火) 午後2時

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年9月9日

長野県長野建設事務所長 柳沢廣文

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
 流木除去
- (2) 役務の特質
 入札説明書によります。
- (3) 履行期間
 契約締結の日から80日間
- (4) 履行場所
 長野市小鍋 補花ダム
 長野市鬼無里 奥補花ダム
- (5) 入札方法
 価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 北信地域(長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡及び下水内郡の区域をいう。)に本店を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
 長野市大字南長野南県町686-1
 長野県長野建設事務所 総務課
 電話 026(234)9537
- 4 入札手続等
 - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
 ア 日時 平成22年9月24日(金) 午後4時
 イ 場所 長野県長野合同庁舎 503号会議室
 - (3) 郵便入札の可否
 郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年9月16日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年9月9日

長野県飯田風越高等学校長 米山明廣

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

電子複写機 2台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成22年10月1日から平成27年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

長野県飯田風越高等学校

(5) 入札方法

複写1枚当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35

号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

飯田市上郷黒田6462

長野県飯田風越高等学校

電話 0265 (22) 1515

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年9月22日（水）午前10時

イ 場所 長野県飯田風越高等学校 大会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年9月15日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、入札及び開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県飯田風越高等学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年9月9日

長野県蘇南高等学校長 岩下康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

フライス盤（標準付属品等含む。） 1台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 納入期限

平成22年12月28日

(4) 納入場所

長野県蘇南高等学校

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分A、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

木曽郡南木曽町読書2937-45

長野県蘇南高等学校

電話 0264 (57) 2063

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年9月27日（月） 午後2時

イ 場所 長野県蘇南高等学校 会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課